

# 令和2年度 いじめ問題対策基本方針

高梁市立高梁中学校

## 1 いじめに関する現状と課題

本校でも、仲間はずれやかからかい等による他者への攻撃やネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる、仲間内での人間関係のもつれからくるトラブルにより心身が傷つく生徒が生じる事案は、毎年、数件見られる。

特に、所属するグループへの仲間意識が強くなり、自分だけが外されることを恐れ、いじめにつながるような行為に同調してしまったり、様々なストレスから感情をコントロールできずに、いじめにつながる行為に走ったりする傾向が見られる。そして、それらのいじめは、ネットいじめに代表されるように、方法が巧妙化・多様化し、大人から見えにくくなっている。

## 2 いじめ問題への対策の基本的な考え方

- (1) いじめは、誰にでも起こりうる全ての生徒に関係する問題であるとの立場に立ち、学校の全教育活動を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない人権を侵害する行為である」ことを認識させるとともに、豊かな情操や道徳心、自他の人格を尊重する心等を育て、心の通う人間関係を構築する能力を養い、自己指導能力を育成する。
- (2) いじめの対策には、早期発見が重要であり、定期的なアンケート調査や教育相談、ネット上のSNS等の利用状況調査などにより、いじめの実態把握に努め、いじめを相談しやすい環境を整えるとともに、保護者や家庭、地域と連携して、周囲の大人が生徒を見守り育てる意識を醸成する。
- (3) いじめが確認された場合、直ちにいじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し、関係生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが重要である。そのために、いじめを把握した場合の対処のあり方について教職員の理解を深めるとともに、組織的な対応ができるように校内体制を整備する。
- (4) いじめ問題について、平素から教育委員会や関係機関(児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等)との情報共有に努め、いじめ対策について適切な連携が図れる体制を構築する。

## 3 組織

### (1) いじめ防止対策委員会

#### ○委員会の役割

- ① いじめ防止の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証等の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめ情報や問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

#### ○委員会の内容

- ① 構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、いじめ・不登校対策担当教員、養護教諭、SSP、スクールカウンセラー
- ② 開催時期は、年3回の定期会議と緊急の臨時会議

### (2) 保護者・地域との連携

- ① PTA総会・保護者会の場や学校・学年だより等を活用し、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責務、家庭教育の大切さ等を再確認し、保護者や地域の理解を得る。
- ② PTAや学校評議員会、生徒指導連絡会、学校・園、地域の関係団体とともに、いじめ問題について研修し認識を深めるとともに、生徒の健全な成長を支援する地域ぐるみの取組を、地域連携担当教員を中心に推進する。

### (3) 関係機関との連携

- ① 日頃から、いじめに関わる問題について、教育委員会や警察、相談機関等の関係機関への相談を行い情報の共有に努め、ケース会議等を開催し互いの顔が見える連携を図る。
- ② 暴力や恐喝等の犯罪行為にあたる重大ないじめ事案については、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、必ず警察と連携して対処する。

## 4 学校が実施する取組

### (1)いじめの未然防止

- ①「いじめ防止対策委員会」の設置と生徒指導や教育相談等に関わる校内指導体制の確立
- ②思いやりや生命尊重、人権尊重等の意識を育成するための道徳教育や人権教育の充実
- ③「人権月間」での人権標語づくりや人権集会等の生徒会活動の取組
- ④豊かな人間関係づくりのための体験活動や部活動、学校行事、地域活動等の充実
- ⑤情報モラル教育やSNS等によるネットいじめの対処法についての学習の推進
- ⑥「協同学習」を取り入れた、支え合い高め合う授業の推進
- ⑦教職員のいじめ認知能力や対応能力の向上と学級経営力の向上を図るための研修の充実
- ⑧研修や協議を通しての家庭や地域関係団体との連携強化
- ⑨保護者会や学校・学年だより等による学校のいじめ問題対策についての方針等の周知
- ⑩「いじめ防止対策委員会」の取組についての点検・評価と改善

### (2)早期発見

- ①教職員による日常の声かけや観察、「生活ノート」等による生徒の状況把握
- ②定期的な「困ったことアンケート」「ハイパーQ.U」等の調査の実施による情報収集と実態把握
- ③教職員間の情報交換やケース会議等による情報の共有と教職員連携
- ④定期的な教育相談や養護教諭やSSP、スクールカウンセラー等を活用した校内の教育相談体制の充実
- ⑤保護者や学校評議員、生徒指導連絡協議会、学校・園、地域の関係機関等からのいじめの情報収集と情報提供の依頼
- ⑥校外の相談機関(SSW、児童相談所、県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等)、相談窓口等についての生徒や保護者に対する周知や広報
- ⑦「ネットパトロール事業」や実態調査等による、生徒のSNSを含むネット利用実態の把握と指導

### (3)いじめへの対処

- ①真摯な傾聴、関係生徒の安全確保、正確かつ迅速な事実関係の把握等のいじめへの初期対応
- ②「いじめ防止対策委員会」を中心とした、教職員間の情報共有と組織的な対応
- ③教育委員会や警察等の関係機関への相談と連携
- ④いじめられた生徒への心のケアや居場所の確保等の支援と、その保護者への情報共有と支援
- ⑤いじめた生徒への指導とその保護者への助言
- ⑥関係生徒からの聞き取り調査や生徒全体へのアンケート調査による、いじめの事実調査
- ⑦周りの他の生徒への指導と働きかけ
- ⑧いじめ解消後の継続的な指導と事例検証による再発防止の取組
- ⑨ネット上の不適切な書き込み等への対処

## 5 いじめ問題への対策に関する年間計画

月	学校の取組	学校行事、特別活動	保護者・地域・関係機関との連携
4	・職員会議		・PTA総会 ・個人懇談
5	・第1回いじめ防止対策委員会 ・職員会議	・1年情報モラル教室 ・SCを活用した心理教育プログラム(1年)	・第1回生徒指導連絡協議会 ・小中連絡会 ・各地区補導委員会
6	・第1回「困ったことアンケート」 ・職員会議	・「いじめについて考える週間」 学級活動、生徒会活動	・第1回学校評議員会 ・地区別懇談会
7	・第2回いじめ防止対策委員会 ・第1回「ハイパーQU」 ・職員会議	・1年防犯教室	・個人懇談
8	・職員会議		
9	・職員会議		
10	・第2回「困ったことアンケート」 ・職員会議	・人権講演会	・PTA人権講演会
11	・第3回いじめ防止対策委員会 ・第2回「ハイパーQU」 ・職員会議	・SCを活用した心理教育プログラム(3年)	・各地区補導委員会
12	・職員会議	・生徒会「人権月間」 人権標語、人権集会	・個人懇談
1	・職員会議		
2	・職員会議 ・第3回「困ったことアンケート」 ・第4回いじめ防止対策委員会		・第2回学校評議員会 ・第2回生徒指導連絡協議会 ・小中連絡会
3	・職員会議		
通年	※道徳・学級活動の重点化 ※「生活ノート」の活用 ※定期、随時の教育相談活動 ※「ネットパトロール事業」による見守り ※スクールカウンセラーとの連携	※生徒会による「あいさつ運動」	※随時、ケース会議 ※PTAによる「あいさつ運動」 ※毎月「学校・学年だより」